

業務規程

登録番号	1509
登録年月日	令和4年10月6日
有効期間 満了日	令和9年10月5日
遊漁船業者の氏名又は名称 (法人の場合は代表者の氏 名も記入)	森屋 翔

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、遊漁船業の業務（以下単に「業務」という。）の実施方法を定め、登録を受けた遊漁船業者（以下「事業者」という。）及びその事業者のもとで業務に従事する者（以下「従業者」という。）が、関係法令に従い、業務を適正かつ円滑に行うことを目的とします。

(法の遵守)

第2条 事業者及び従業者は、遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号。以下「法」という。）を遵守します。

2 事業者は、遊漁船業者登録簿（以下「登録簿」という。）に記載されている遊漁船で業務を行うこととし、登録簿に記載されていない船舶は使用しません。

(業務規程の遵守)

第3条 事業者及び従業者は、この規程を遵守し、遊漁船の利用者（以下単に「利用者」という。）の安全を第一に考えるとともに、漁場を円滑に利用するよう努めながら、適正に業務を行います。

2 事業者は、登録簿に記載されている遊漁船の所有権の有無にかかわらず、その遊漁船で業務を行う際には、この規程に従って業務を行い、業務の実施に関する責任は事業者が持ります。

3 事業者は、この規程に従って業務を行うために、営業所及び遊漁船にこの規程を備え置きます。ただし、営業所における備置きは電子的手段により行うことができます。

4 営業所又は遊漁船において、登録した都道府県知事（以下「知事」という。）、案内する漁場を管轄する都道府県知事、海上保安機関又は警察機関から、この規程の提示を求められたときは、速やかに提示します。

5 事業者は、この規程を変更する場合は、変更後の業務規程により業務を実施する日までに業務規程変更届出書及び変更後の業務規程を知事に届け出ます。

また、業務規程の記載事項のうち遊漁船業務主任者が受けた講習の日時や船長の特定操縦免許の有効期限等、変更前の届出が困難な事項については、変更日の日付で業務規程変更届出書を作成し、根拠書類（特定操縦免許等の写し）とともに届け出ます。

第2章 利用者の安全管理に係る体制等に関する事項

(業務の実施体制等)

第4条 事業者、遊漁船業務主任者（以下「業務主任者」という。）、船長、海上保安機関その他の関係機関との連絡に係る責任者（以下「連絡責任者」という。）、所属する団体及び営業期間は、別表1のとおりです。なお、連絡責任者は、営業中は陸上にいて洋上の船長及び業務主任者と連絡がとれる者を選任します。

2 事業者は、利用者の安全が確保されるよう、従業者の労働環境に十分配慮します。

(船長、業務主任者その他の従業者の確保)

第5条 事業者は、運航する遊漁船の数及びその規格に応じた船長、業務主任者その他の必要な従業者を確保します。

2 前項の従業者の氏名、その有する資格及び講習の有効期間は、別表1のとおりです。

(案内する漁場の位置及び当該漁場における安全管理の体制)

第6条 利用者を案内する漁場及び採捕させる主な水産動植物は、別表2に定めるとおりとします。

2 事業者は、利用者を立入禁止の場所へ案内することは行いません。

3 船長及び業務主任者は、案内する漁場において利用者の安全が確保されるよう、別表2に定める安全管理を実施します。

(遊漁船の係留場所等)

第7条 事業者は、遊漁船業を行うに当たって、遊漁船を別表3に定めるところに係留します。

2 利用者が遊漁船に乗降する場所（磯渡し等の漁場で乗降する場所を除く。）は、安全が確保されるよう、別表3に定めるとおりとします。

(利用者の安全の確保を図るために必要な設備の整備等)

第8条 使用する遊漁船の総トン数、長さ、定員、航行区域、通信設備及び救命設備（船の種類や航行区域等に応じて国土交通省が定める要件に適合するものであること。）、遊漁船の所有、登録簿の記載の状況及び使用状況等は、別表4のとおりです。

2 事業者は、利用者が落水した場合に船上への引揚げを補助できるはしご等を遊漁船に備えます。

(役務の内容の明示)

第9条 利用者に対し、遊漁船の利用に関する契約をする前に、案内する漁場の位置、採捕させる主な水産動植物の種類及び漁場に案内する時間等の役務の内容について、わかりやすいように明示します。

- 2 気象又は海象等の状況の悪化に伴う出航中止基準及び帰航基準について、利用者に対し、事前に説明します。

(救命胴衣の着用)

第10条 船長及び業務主任者は、救命胴衣（船に備え付けられ、又は持ち込まれた、船の種類や航行区域に応じて国土交通省が定める要件に適合するもの。）の着用に関し、利用者に対し以下の措置を講じます。

- 一 乗船する際の転落に備えるため、救命胴衣を着用させた上で乗船させます。
 - 二 乗船中は、船室内にいる場合を除き、常に救命胴衣を着用させます。
 - 三 12歳未満の小児には、乗船中は、常に救命胴衣を着用させます。
 - 四 前三号に掲げるもののほか、気象又は海象等の悪化等、利用者の安全確保のために必要と判断した場合は、救命胴衣を着用させます。
- 2 瀨渡しを行う場合、船長及び業務主任者は、救命胴衣の着用に関し、利用者に対し前項各号の「救命胴衣」を「救命胴衣（国土交通省が定める要件と同等以上の性能を有するもの。）」と読み替えた措置を講じます。また、瀨渡し先においても、利用者に対し常に国土交通省が定める要件と同等以上の性能を有する救命胴衣を着用させます。

(出航前の検査及び確認)

第11条 船長は、出航前及び帰港後に船舶が航海に支障ないかどうか、航海に必要な準備が整っているかどうかについて、別表5の1の項目を点検します。

- 2 船長は、当日出航前検査を実施した事項のほか、船体、機関、諸設備及び諸装置、係留施設(浮き桟橋、岸壁、ビット、防舷材等)、乗降用施設(タラップ、歩み板等)、転落防止施設(ハンドレール、チェーン等)等について、営業日においては、原則として1日1回以上点検を実施します。
- 3 業務主任者は出航前の検査が適切に実施されているかを確認するとともに、その内容を記録し、事業者に提出します。事業者はその記録を1年保管します。
- 4 船長及び業務主任者は、前三項の点検中、異常を発見したときは、機器等について修復、交換等の措置を講ずるとともに、必要に応じて出航を中止します。なお、当該施設が漁港管理者その他の者の管理に属するものである場合は、当該施設の管理者に通知して、その修復、交換等を求めます。

(飲酒等の禁止及び健康の確認)

第12条 業務主任者は、出航前に、自ら、船長及び乗船しようとする従業者に対し、別表5の2に掲げる事項について確認し、確認を行った旨を記録し、事業者に提出します。事業者はその記録を1年間保存します。

2 船長、業務主任者及び従業者は、以下のいずれかの状態である場合には、業務を実施しません。

一 飲酒等の後、正常な業務ができない状態

二 呼気1リットル中のアルコール濃度が0.15mg以上である状態

3 事業者は、船長、業務主任者及び従業者が、前項各号のいずれかの状態である場合には、業務を実施させません。

(航行中又は採捕中において船長及び業務主任者が遵守すべき事項)

第13条 船長は、船舶安全法（昭和8年法律第11号）、港則法（昭和23年法律第174号）、船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）、海上交通安全法（昭和47年法律第115号）、海上衝突予防法（昭和52年法律第62号）等の海上における安全法令を遵守して安全な航行をするとともに、航行中の利用者の安全の確保に十分な注意を払います。

2 船長は、利用者に水産動植物を採捕させている間は、他の船舶と衝突しないよう、常時、適切な見張りを行い、他の船舶の動静把握に努めるとともに、適切な操船をするほか、船長及び業務主任者は、利用者の安全の確保を図るために、別表6に定めるとおりに行動します。

(出航中止基準)

第14条 事業者は、別表7に定める出航中止基準によって、遊漁船の出航を判断します。出航中止基準に基づき出航中止が決まった場合は、直ちに船長に出航中止を指示します。

2 船長及び業務主任者は、自らの経験や気象及び海象等の予測情報等に基づき気象又は海象等の状況が悪化し利用者が危険になると予測される場合は、出航中止基準に達しない状況においても出航を保留し、事業者と協議することとします。この際、業務主任者は、事業者による遊漁船の出航に係る判断に関し、必要な意見を述べることとし、事業者と船長及び業務主任者の出航についての判断がそれぞれ異なる場合は、出航を見合せることとします。

(帰航基準)

第15条 船長及び業務主任者は、別表7に定める帰航基準に達した場合又は自らの経験や気象及び海象等の予測情報等に基づき気象若しくは海象等の状況が悪化し利用者が危険になると予測される場合は、遊漁船を安全な場所に帰航させるまでに要する時間を考え、遊漁船を漁場から帰航させます。

(気象又は海象等が悪化した場合の対処)

第16条 船長は、気象又は海象等の状況が悪化した場合は、別表8に定めるとおりに対処します。

2 船長及び業務主任者は、気象又は海象等が悪化した場合は、前条及び前項にある必要な措置をとった上で、連絡責任者に連絡します。

(海難その他の異常の事態が発生した場合の対処及び体制)

第17条 海難その他の異常の事態（以下「海難等」という。）が発生した場合は、次のことを基本として、船長、業務主任者及び従業者が必要な措置を講じます。

- ① 人命の安全の確保を最優先とします。
- ② 事故の拡大防止のための措置を講じます。
- ③ 利用者の不安を除去するための措置を講じます。

2 船長及び業務主任者は、海難等が発生したときは、前項の必要な措置をとり、利用者の安全の確保をはかった上で、別表9に定める連絡方法により、速やかに海上保安機関その他の関係機関（以下「海上保安機関等」という。）に連絡します。その後、連絡責任者に事故の状況を連絡します。

3 連絡責任者は、海難等の発生を知ったときは、ただちに医療救護が必要な場合は救急車の手配及び医療機関への連絡等必要な措置をとるとともに、速やかに利用者の自宅に連絡します。

4 法に基づき、法第19条の基準に該当する事故が起きた場合には、速やかに、知事にその概要及び事故処理の状況等について別記様式第1号によって報告します。

第3章 業務の適正な運営を図るための従業者の教育に関する事項

(従業者等の教育・訓練)

第18条 事業者は、法で定められた業務主任者の選任基準に適合させるように、業務主任者に遊漁船業務主任者講習（以下「業務主任者講習」という。）を受講させます。

- 2 事業者は、自ら、船長及びその従業者が適正に業務を実施できるよう、この規程の内容及び地域の気象及び海象等、漁場のルール等についての教育を実施するほか、業務主任者講習以外の都道府県等が開催する講習があった場合は積極的に参加します。
- 3 事業者は、自ら、船長及びその従業者が適確に落水者を救助できるよう、落水者の発生を想定した定期的な訓練を行います。

第4章 その他遊漁船業の実施に関し必要な事項

(安全に関する情報の収集及び伝達)

第19条 事業者は、利用者の安全の確保を図るため、遊漁船の出航前及び出航してから帰航するまでの間、**別表10(1)**のとおり情報を収集し、出航の中止及び帰航等を判断するとともに、遊漁船で業務を行う船長又は業務主任者に対し、確実に伝達及び必要な指示を行います。

(安全の確保のために利用者が遵守すべき事項の周知及び指示)

第20条 業務主任者は、利用者に対し、**別表11**の方法により同表に定める内容を出航前及び漁場において周知します。

2 業務主任者は、周知した遵守事項を利用者が遵守していないときは、遵守するよう指示します。

(情報公表に関する事項)

第21条 事業者は、法に基づき、利用者の安全の確保及び利益の保護を図るために講じた措置及び講じようとする措置等の情報として、**別表4、6、7、8、10、11**そのものに加え、**別表12**に掲げる情報及びその他の安全管理のために特別に実施している取組の内容をインターネットに公表します。

(漁場の安定的な利用の確保等に関する情報の収集及び伝達)

第22条 事業者は、漁場の安定的な利用関係の確保を図るため、遊漁船の出航前に、**別表10(2)**に定める情報を収集し、遊漁船で業務を行う業務主任者に確実に伝えます。

(水産動植物を採捕する際に利用者が遵守すべき事項の周知及び指示)

第23条 事業者又は事業者から指示を受けた業務主任者は、法第16条に基づいて、利用者に対し、**別表13の方法**により同表に定める案内する漁場における水産動植物の採捕に関する制限又は禁止及び漁場の使用に関する制限の内容を確実に周知します。

2 業務主任者は、周知した遵守事項を利用者が遵守していないときは、遵守するよう指示します。

3 業務主任者は、利用者を保護するため、**別表13**の定めるところにより、利用者が違法な採捕等を行わないよう行動します。

(乗務記録)

第24条 業務主任者は、乗船したときは、当該乗船に関する事項について、遊漁船業の適正化に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第15条の規定に基づき、別記様式第2号のとおり乗務記録を作成し、事業者に提出します。事業者はその記録を1年間保存します。

（実務研修の記録）

第25条 業務主任者は、規則第14条の規定に基づく実務研修を行った際は、規則第15条の規定に基づき、別記様式第3号のとおり実務研修の内容を記録し、事業者に提出します。事業者はその記録を1年間保存します。

（水産施策への協力）

第26条 事業者は、水産基本法（平成13年法律第89号）第6条第2項に定めてあるとおり、水産動植物の採捕及びこれに関する活動を行うに際しては、国及び地方公共団体が行う水産に関する施策の実施について協力します。

- 2 事業者は、地方公共団体の指導に従い、漁業者、他の遊漁船業者等の漁場の利用者（以下「漁業者等」という。）と協力をし、秩序ある漁場利用を図るとともに、漁場保全及び資源保護に努めます。
- 3 業務主任者は、利用者に対し、利用者が採捕した水産動植物について、国及び地方公共団体が取り組む採捕量調査に協力するよう指導します。

（地域の取決め等の尊重）

第27条 事業者は、案内する漁場について、漁業者等との調和のとれた利用及び保全並びに資源保護を図るため、法に基づく協議会や海面利用協議会等の地域での話し合いの場に積極的に参加し、漁業者等との話し合いを促進するよう努めます。

- 2 事業者は、遊漁船業を営む区域内に、法に基づく協議会において協議が調った漁場利用の取決め等がある場合は、それらの内容について尊重します。
- 3 事業者は、案内する漁場において海面利用協議会が推奨している漁場利用協定や漁場慣行等がある場合は、それらのうち水産動植物の採捕及び漁場利用に係る内容について尊重します。

（漁具破損の防止）

第28条 船長は、案内する漁場において定置網その他の漁具が設置されている場合は、漁具を破損させないように、漁具に近寄らない等適切な方法で業務を行います。

（遊漁中に発生したゴミ等の取扱い）

第29条 業務主任者は、利用者に対し、遊漁中に発生した不要となった漁具その他のゴミ等を漁場や港に捨てないよう指導します。

2 業務主任者及び従業者は、業務の中で生じたゴミ等は持ち帰り、帰航後に適切に処理します。

登録番号	1509	氏名又は名称	森屋 翔
作成日	R6/9/27	変更日	1: / / 2: / / 3: / /

別表1 業務の実施体制等

事業者の氏名又は名称（法人にあっては代表者の氏名も記入）	森屋 翔			
業務主任者	氏名	業務主任者講習の修了証明書の日付		
	森屋 翔	令和3年9月29日		
船長	氏名	特定操縦者免許の資格	特定操縦者免許の有効期間	
	森屋 翔	二級	令和9年5月12日	
連絡責任者※	氏名	住所（連絡先）	メールアドレス	
	森屋 杏奈	賀茂郡西伊豆町安良里111-13 (090-2139-6771)	annaman27@gmail.com	
従業者※の人数	1人			
ホームページ等インターネット上で公表する情報を公表する手段の有無※（該当に○）	(○) 有 () 無			
所属している団体等（該当するもの全てを記入）	漁業協同組合	事業協同組合 企業協同組合等	任意団体	法第28条に基づく協議会
名称	伊豆漁協安良里支所			
	連絡先	0558-56-0201		
営業期間（該当に○）	(○) 通年 () 月 日 ~ 月 日			
遊漁船	船名	船舶検査証の航行区域	船舶検査証の有効期間	
	KOZOU丸	沿海区域	令和12年6月20日	
	第3KOZOU丸	沿海区域	令和12年6月20日	
上記の遊漁船のうち同時に営業する隻数			1隻	

	※同時に営業する隻数に対して、船長及び業務主任者の数が不足する場合はその理由を記載 ()
--	--

※連絡責任者：営業中は陸上にいて洋上の船長及び業務主任者と常に連絡が取れる者。

※連絡責任者の連絡先は携帯電話があれば優先して記載。

※従業者：事業者の下で常時従事する者（船長、業務主任者、その他乗組員、連絡責任者等）。

※インターネットでの公表が不可能な場合は、営業所において、利用者にわかりやすいよう提示。

登録番号	1509	氏名又は名称	森屋 翔
作成日	R6/9/27	変更日	1: / / 2: / / 3: / /

別表2 案内する漁場の位置及び安全管理の体制

案内する漁場を管轄する都道府県名	静岡県
------------------	-----

安全管理を行う者	業務主任者 森屋 翔
----------	------------

船釣り

船名	時 期	案内する漁場の位置※	採捕させる主な水産動植物の種類	漁場における安全管理の方法（該当に○）
				() 周囲の見回り () 船内の見回り () 乗客の安全管理 (体調、救命胴衣着用の確認等) () 僚船・陸上との情報交換（気象・海象等） () 航行に影響しかねない漂流物の確認等 () その他 ()

※案内する漁場の位置については、地図・海図等がある場合は添付。

瀬渡し

船名	時 期	案内する漁場の位置※	採捕させる主な水産動植物の種類	漁場における安全管理の方法 (該当に○)
KOZOU丸 第3KOZOU丸	通年	安良里港沖 	メジナ、イサキ、ハタ、イシダイ	(○) 定期的な巡回 (○) 利用者への定時連絡 (○) 乗降時の安全確認 (○) 救命胴衣着用の確認 (○) 僇船・陸上との情報交換(気象・海象等) () その他
KOZOU丸 第3KOZOU丸	通年	黄金崎沖 	メジナ、イサキ、ハタ、イシダイ	()

※案内する漁場の位置については、地図・海図等がある場合は添付。

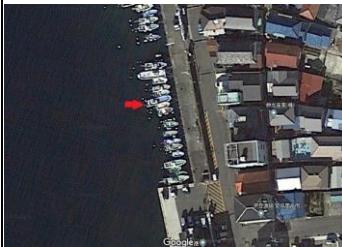
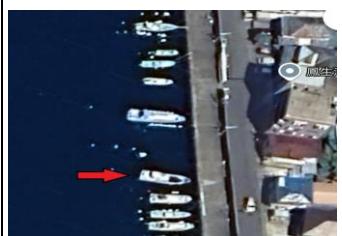
その他 ()

船名	時 期	案内する漁場の位置※	採捕させる主な水産動植物の種類	漁場における安全管理の方法 (該当に○)
				() 周囲の見張り () 船内の見回り () 操業中の安全確認 () 乗客の安全確認(体調、救命胴衣着用の確認等) () 僇船・陸上との情報交換(気象・海象等) () 航行に影響しかねない漂流物の確認 () その他
				()

※案内する漁場の位置については、地図・海図等がある場合は添付。

登録番号	1509	氏名又は名称	森屋 翔
作成日	R6/9/27	変更日	1: / / 2: / / 3: / /

別表3 遊漁船の係留場所等

	遊漁船の名称	主要な時期	係留等場所の位置・名称	係留等場所・施設の管理者
遊漁船の係留場所	KOZOU丸	通年	安良里港内北側 	西伊豆町長
	第3KOZOU丸	通年	安良里港内南側 	西伊豆町長
利用者の乗降場所	KOZOU丸 第3KOZOU丸	通年	安良里港内漁協前 	伊豆漁協安良里支所

登録番号	1509	氏名又は名称	森屋 翔
作成日	R9/9/27	変更日	1: / / 2: / / 3: / /

別表4（全 枚の 枚目）遊漁船の総トン数又は長さ、定員及び通信設備等

整理番号	遊漁船の名称	船舶番号、漁船登録番号等	総トン数	長さ	旅客定員又は利用定員	業務形態 主たる業務：○ その他全て：○			
		航行区域（該当に○）							
		遊漁船の使用状況（該当に○）							
		遊漁船の記載状況（該当に○）	通信設備※の状況（該当に○）		救命設備※1の状況（該当に○）				
		船舶の所有状況（該当に○）							
K0ZOU丸	S03-24321 第241-21126号	1.6 トン	8.1 m	9 人	() 船釣り (○) 瀬渡し※2 () その他 ()				
		() 平水・() 限定沿海・(○) 沿海・() 遠洋、近海							
		() 遊漁船専用・() 漁船と兼用・(○) 他使用と兼用							
		(○) 単独記載・ () 重複記載	() 業務用無線 () 衛星電話 (○) その他 (携帯電話)	() 改良型救命いかだ () EPIRB (非常用位置等発信装置) () AIS (船舶自動識別装置) () その他 ()					
		(○) 自己所有船舶・ () 他者所有船舶							
		S03-21390 第241-11399号	1.7トン	7.09 m	11 人	() 船釣り (○) 瀬渡し※2 () その他			
		() 平水・() 限定沿海・(○) 沿海・() 遠洋、近海							
第3K0ZOU丸	() 遊漁船専用・() 漁船と兼用・(○) 他使用と兼用	(○) 単独記載・ () 重複記載	() 業務用無線 () 衛星電話 (○) その他 (携帯電話)	() 改良型救命いかだ () EPIRB (非常用位置等発信装置) () AIS (船舶自動識別装置) () その他 ()					
		(○) 自己所有船舶・ () 他者所有船舶							
		() 多客期にチャーターするため () その他							

※1 通信設備及び救命設備については、船の種類や航行区域等に応じて国土交通省が定める要件に適合するものであること。

※2 利用者を特定の場所に下船させて水産動植物を採捕させる業態を指し、磯渡し、筏渡し、防波堤渡し、沖で干出する場所での潮干狩り等が該当（法令等で立入禁止の場所に渡すことはできない）。

※3 他の事業者の遊漁船として登録簿に記載されている船舶を当該事業者の遊漁船としても記載されてい

るもの。

登録番号	1509	氏名又は名称	森屋 翔
作成日	R9/9/27	変更日	1: / / 2: / / 3: / /

別表5の1 出航前の検査関係（検査項目）

船体の検査	
1	船体に亀裂や破口はないか。
2	エンジンルームや船底のビルジ（汚水）の量は普段より多くないか。
エンジンの検査	
3	航海計画に見合った燃料は十分にあるか。
4	燃料コック（バルブ）は開いているか。 燃料フィルターやセジメンター（油水分離器）にゴミや水分の混入はないか。
5	エンジンオイル（潤滑油）の量は十分か。
6	冷却清水の量は十分か。
7	バッテリーの液量は十分か。また、ターミナルは十分締め付けられているか。 バッテリーの耐用年数は切れていないか。
救命設備等その他の検査	
8	救命胴衣を着用したか。利用者に救命胴衣を着用させたか。
9	通信手段の充電量、予備バッテリーを確認したか。
10	気象・海象情報、水路情報は確認したか。
11	船の種類や航行区域等に応じて国土交通省が定める要件に適合した通信設備及び救命設備を搭載しているか。
12	落水者救助用の梯子は使用可能か。
13	瀕渡しの際に使用するステップ等は搭載しているか。
14	釣具・漁具等が安全な状態に設置・格納されているか。
エンジン始動後のエンジンの状態確認	
15	回転計、冷却水温度計、油圧計、電流計、電圧計は正常値を指しているか。
16	冷却用の海水は通常どおりの量や勢いで排出されているか。
17	エンジンから異常な音やにおいは出でていないか。

出航前検査記録簿 (様式)

確認項目	/	/	/	/	/	/
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
備考（異常時の対応等）						
確認者名						

※確認時に項目に✓を入れる。

別表5の2 発航前の船長及び従業者への酒気帯びの有無・健康確認 (様式)

酒気帯びの有無	
1	顔色、呼気の臭い、応答の状況により酒気帯びの有無。
2	アルコール検査器による検査。
健康状態の確認	
3	安全に業務を行える状態か。

アルコール等検査記録簿

登録番号	1509	氏名又は名称	森屋 翔
作成日	R9/9/27	変更日	1: / / 2: / / 3: / /

別表6 安全の確保のため船長及び業務主任者が遵守すべき事項

航行中及び利用者が水産動植物を採捕している間、船長及び業務主任者は以下のとおり行動します。

○一般的な事項

- ・出航から帰航するまでの間は、飲酒はしません。また、酒気を帯びて漁場に案内しません。
- ・航行中、波の影響により船体が動搖するときは、波の状況について適切な見張りを行うとともに、波に対する進路の変更を行い、かつ、安全な速力まで十分な減速を行うことにより、船体動搖の軽減に努めます。
- ・航行中、波の影響により船体が動搖して危険が予想されるときは、利用者に対して動搖が比較的小さい船体中央より後方の部分に乗船するよう指導します
- ・乗船中は、船室内にいる場合を除き、救命胴衣（船に備え付けられ、又は持ち込まれた、船舶の種類や航行区域に応じて国土交通省が定める要件に適合するものをいいます。以下同じ。）を着用します。
- ・乗船中は、船室内にいる場合を除き、利用者に常に救命胴衣を着用させます。
- ・12歳未満の小児には、乗船中は、常に救命胴衣を着用させます。
- ・利用者の乗降場所から漁場又は漁場から漁場までの間における岩場、浅瀬、河川域、防波堤、定置網、養殖施設等を調査し、危険性の評価を行い、特に危険と認められる場所について、別添にとりまとめ、安全に航行できる航路、避険線等の設定を行います。
- ・航行中はGPSプロッター等を利用して自船の位置を確認し、上記で設定した航路の航行、避険線に基づいた安全な航行を行います。
- ・隨時、気象や海象等に関する情報収集を行い、気象又は海象等の状況の悪化等、利用者の安全の確保のために必要と判断される場合は、船室内においても利用者に救命胴衣を着用させます。
- ・その他（ ）

○船釣りをする場合

- ・利用者を案内している間は、船長及び業務主任者は自ら釣りをしません。

○瀨渡しをする場合

- ・利用者の安全確認のため、渡した磯等を定期的に巡回します。
- ・磯等において、利用者には常に国土交通省が定める要件と同等以上の性能を有する救命胴衣を着用させます。
- ・磯等において採捕を終了した利用者を収容し帰航する際、利用者が遊漁船に乗船していることを確認します。

○体験漁業（観光定置、観光底びき等）をする場合

- ・利用者が網揚げ等をしている間、利用者に危険が生じないよう安全に操業します。

別添

利用者の乗降場所から漁場又は漁場から漁場までの間における特に危険と認められる場所（該当箇所を記入）

岩場	安良里沖の根周辺及び黄金崎沖周辺の暗礁
浅瀬	
河川域	
防波堤	
定置網	
養殖施設	
その他	

自船の位置及び設定した航路の航行並びに避険線に基づいた航行の確認方法

- ・目視にて自船の位置及び進行方向並びに航路の確認を常時行う。
- ・山立てにより自船位置を確認し、安全な航路を航行し危険な場所を避ける。

登録番号	1509	氏名又は名称	森屋 翔
作成日	R9/9/27	変更日	1: / / 2: / / 3: / /

別表7 出航中止基準及び帰航基準

出航中止 基準	出航の可否の判断は、以下の方法により行います。 (該当に○)											
	(○) 単独の判断	() 団体による判断										
	<p>出航地や案内する漁場、出航地から案内する漁場までの間において、以下のいずれかの状況となっている場合、出航を中止します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海上警報（風、霧等）、波浪警報、津波警報・注意報の発令中 <table> <tr> <td>出航地の波高</td> <td>2.5</td> <td>m以上</td> </tr> <tr> <td>出航地の風速</td> <td>10</td> <td>m以上</td> </tr> <tr> <td>出航地の視程</td> <td>500</td> <td>m未満</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・落雷のおそれがあるとき ・事業者、船長又は業務主任者のうち、いずれか1名でも危険と判断したとき ・その他 () 	出航地の波高	2.5	m以上	出航地の風速	10	m以上	出航地の視程	500	m未満	<p>出航中止の判断は、以下のとおり行います。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①出航中止を判断する団体名 [] ②上記団体の代表者、連絡先 代表者 [] 連絡先 [] ③団体の構成員の氏名又は名称及び 登録番号 別紙1のとおり ④出航中止の判断の方法 別紙2のとおり 	
出航地の波高	2.5	m以上										
出航地の風速	10	m以上										
出航地の視程	500	m未満										
帰航基準	<p>案内する漁場において、以下のいずれかの状況に至った場合、帰航することとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海上警報（風、霧等）、波浪警報の発令 ・利用者に急病人やケガ人が出たとき <table> <tr> <td>漁場における波高</td> <td>2.5</td> <td>m以上</td> </tr> <tr> <td>漁場における風速</td> <td>10</td> <td>m以上</td> </tr> <tr> <td>漁場における視程</td> <td>500</td> <td>m未満</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・落雷のおそれがあるとき ・上記の他、利用者の安全の確保が困難になると予想されるとき ・その他 () 	漁場における波高	2.5	m以上	漁場における風速	10	m以上	漁場における視程	500	m未満		
漁場における波高	2.5	m以上										
漁場における風速	10	m以上										
漁場における視程	500	m未満										

登録番号	1509	氏名又は名称	森屋 翔
作成日	R9/9/27	変更日	1: / / 2: / / 3: / /

別表8 気象又は海象等の状況が悪化した場合の対処

気象又は海象等の状況が悪化した場合の避難する場所	出航した港等に帰航できない場合は、以下の場所に避難をします。	
	案内する漁場の位置	避難する港
	黄金崎沖	宇久須港
上記の他、帰航を判断した場所から最も近く安全に避難できる場所に避難します。		

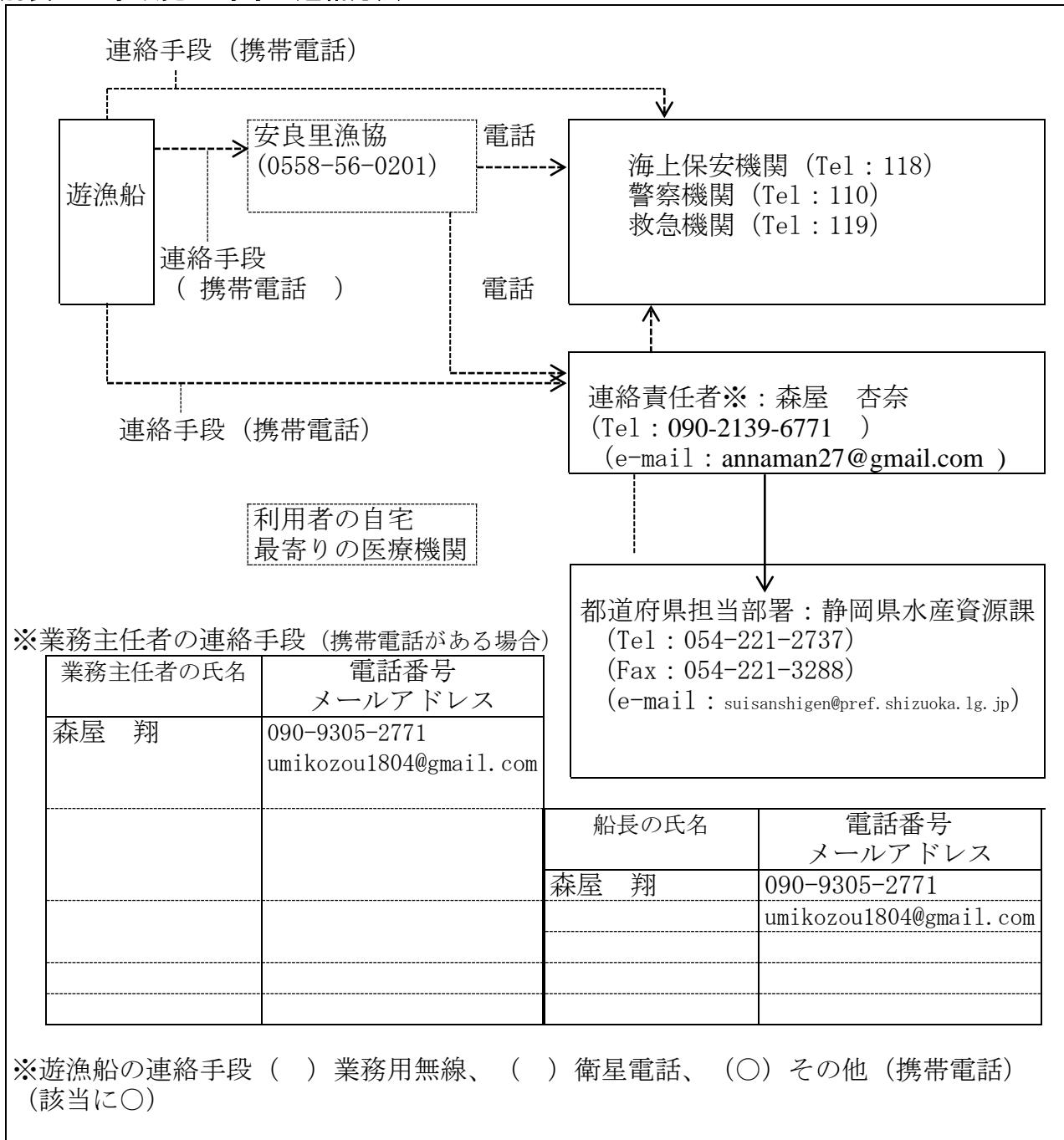
瀬渡し（磯、筏、防波堤等渡し）の業務を行う場合	
磯等と遊漁船との間の連絡方法※ (該当に○)	(○) 携帯電話 () 衛星電話 () 利用者に渡した発煙筒 () その他 ()
磯等に遊漁船の旅客定員を超えて利用者を渡す業務の形態の場合にあっては、緊急的に利用者を収容し帰航させる方法	やむを得ない場合は近隣同業者の協力要請をする。
津波警報、注意報が発令された場合の対応	早急に利用者の安否確認を行い、迅速に回収へ向かう。

※連絡手段の通信設備については、船舶の種類や航行区域等に応じて国土交通省が定める要件に適合するもの。

※気象又は海象等が悪化した場合は、必要な措置をとった上で、速やかに連絡責任者に連絡する。

登録番号	1509	氏名又は名称	森屋 翔
作成日	R6/9/27	1: / /	2: / / /

別表9 事故発生時等の連絡方法



※連絡責任者：営業中は陸上において洋上の船長及び業務主任者と常に連絡が取れる者。

※連絡責任者の電話番号について、携帯電話があれば優先して記載する。

※連絡手段の通信設備は、船の種類や航行区域等に応じて国土交通省が定める要件に適合するもの。

登録番号	1509	氏名又は名称	森屋 翔
作成日	R6/9/27	変更日	1: / / 2: / / 3: / /

別表 10 情報を収集すべき事項

(1) 利用者の安全の確保に必要な情報	出航地における波高、風速、視程
	出航中止を判断する団体の出航判断等に関する情報
	水路通報、気象・津波・海上警報等の情報
	乗船する利用者数 (12歳未満の小児が含まれる場合は、その人数)
	法に基づく協議会において協議が調った事項や海面利用協議会等で定められた事項など、地域における安全確保に関する情報
(2) 漁場の安定的な利用関係の確保に必要な情報	立入禁止区域に関する情報
	法第16条に基づき利用者に周知する必要がある「案内する漁場における水産動植物の採捕に関する制限又は禁止及び漁場の使用に関する制限の内容」について、当該漁場を管轄している都道府県知事が提供している情報
	漁場利用協定や漁場慣行等について、案内する漁場を管轄する都道府県に設置されている海面利用協議会が提供している情報
	法に基づく協議会において協議が調った事項や海面利用協議会等で定められた事項など、地域における漁場の安定利用に関する情報

登録番号	1509	氏名又は名称	森屋 翔
作成日	R6/9/27	変更日	1: / / 2: / / 3: / /

別表 11 安全の確保のため周知すべき内容及び方法

周知の方法 (該当に○)	(○) 遊漁船に周知内容を掲示する。 (○) 遊漁船の乗船前に書面を配布、回覧する。 () 営業所のモニター又はタブレット端末等の電子機器で視聴してもらう(ウェブサイトに周知事項をまとめた動画等の視聴等を含む)。
周知する内容	<ul style="list-style-type: none"> ○一般的な事項 <ul style="list-style-type: none"> ・出航から帰航するまでの間、船長及び業務主任者の指示に従うこと ・遊漁船の航行中はむやみに立ち歩かないこと ・航行中、波の影響により船体が動搖があるときは、動搖が比較的小さい船体中央より後方の部分に乗船すること ・天候急変時の帰航決定について船長の指示に従うこと ・救命胴衣等の救命設備の保管場所及び使用方法 ・落水者の船上への引揚げを補助するはしご等の保管場所及び使用方法 ・落水者の発生等、非常時の場合における他の利用者への救助協力 ・乗船中は船室内にいる場合を除き、救命胴衣(船に備え付けられ、又は持ち込まれた、船の種類や航行区域に応じて国土交通省が定める要件に適合するもの)を着用すること ・その他 () ○瀕渡しの場合 <ul style="list-style-type: none"> ・瀕渡し中及び磯等の上においては国土交通省が定める要件と同等以上の性能を有する救命胴衣を着用すること ・磯等で緊急事態が発生した場合における遊漁船との連絡方法 ・その他 ()
漁場において口頭で説明する。	<ul style="list-style-type: none"> ○一般的な事項 <ul style="list-style-type: none"> ・案内する漁場において注意すべき事項 (自由記載(必須)) ・その他 () ○瀕渡しの場合 <ul style="list-style-type: none"> ・磯等からの帰航時間 ・磯等で天候が急変した場合における避難場所 ・安全管理の手法(定期巡回、携帯電話等での連絡) ・船から磯、磯から船に渡る際に注意すべき事項 (自由記載(必須)) 船長の合図で渡礁、乗船する ・その他 ()

登録番号	1509	氏名又は名称	森屋 翔
作成日	R6/9/27	変更日 1:	/ / 2: / / 3: / /

別表12 公表する情報（様式例）

損害賠償保険について公表する情報

船名	利用者 1人当たりの 填補限度額	利用定員又は 旅客定員	契約期間
KOZOU丸	50,000 千円	9人	R6年8月24日から R7年8月23日まで
第3KOZOU丸	50,000 千円	11人	R6年8月24日から R7年8月23日まで

業務改善命令について公表する情報

事業者名	
命令を受けた日	
命令を受けた理由	
命令の内容	
命令を受けて講じた（講じよう とする）措置	

登録番号	1509	氏名又は名称	森屋 翔
作成日	R6/9/27	変更日	1: / / 2: / / 3: / /

別表 13 法第 16 条に基づく周知の内容及び方法等

周知の方法 (該当に○)	<p>() 遊漁船に周知内容を掲示する。</p> <p>(○) 遊漁船の乗船前に書面で配布、回覧をする。</p> <p>() 営業所のモニター又はタブレット端末などで視聴してもらう（ウェブサイトに周知事項をまとめた動画等の視聴等を含む）。</p>
周知する内容	<p>案内する漁場における、以下の関係法令等に基づく水産動植物の採捕に関する制限又は禁止及び漁場の使用に関する制限の内容（漁具及び漁法の制限、水産動植物の大きさの制限、採捕禁止となっている水産動植物の種類等）を周知します。</p> <p>① 水産資源保護法に基づく爆発物、有毒物の使用禁止 ② 漁業法及び水産資源保護法に基づく省令 ③ 都道府県漁業調整規則 ④ 海区又は連合海区漁業調整委員会の指示 ⑤ 広域漁業調整委員会の指示 ⑥ 事業者が所属する団体が当事者となっている漁場利用協定（沿岸漁場整備開発法に基づき届出されたもの） ⑦ 事業者が所属する漁業協同組合が定めた資源管理規程（水産業協同組合法に基づき認定を受けたもの。） ⑧ 法に基づく協議会において協議が調った事項 ⑨ その他都道府県が提供している情報</p> <p>上記の関係法令等に基づき、あるいは国や地方公共団体による採捕量調査への報告が求められている水産動植物を利用者が採捕した場合には、採捕量調査への協力をするよう周知します。</p>
利用者保護のために業務主任者が遵守すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県漁業調整規則又は海区、連合海区若しくは広域漁業調整委員会の指示によって定められた水産動植物の採捕禁止区域（利用者に採捕させる水産動植物に係るものに限る。）に案内しません。 ・周知した大きさの制限以下の水産動植物が相当程度採捕された場合は、漁場の位置を変更します。 ・周知した採捕禁止となっている水産動植物が相当程度採捕された場合は、漁場の位置を変更します。 ・その他（）